提出いただいた意見とそれに対する県の考え方

1 医療に要する費用の適正化に関する意見(1件)

No.	意見の内容	意見に対する県の考え方
1	医療費が増加するとのことですが、これを使わない日ごろから健康に留意している人も沢山いる。この人たちの努力に報いるため、ポイントなりキャッシュバックなり見返りシステムを県独自に考えては如何。	国民健康保険を含む医療保険制度は、病気やけがをしたときに、医療保険に加入することにより、必要な給付が受けられることになるものです。 健康に関する県の取組としては、「やまぐち健幸アプリ」を活用してポイントを貯めれば、特典を受けることができるなど、健康づくりに取り組む方への支援を行っているところです。

2 パブリック・コメントの実施方法等に関する意見(17件)

No.	意見の内容	意見に対する県の考え方
1	年末年始も含めた上で、且つ意見募集期間が 重なる意見募集計19案件実施(1/3 時点)、 資料数十ページにもなる案件も含む中で全案 件通常と同様の1ヶ月の期間設定は意見募集 の体を成していないと感じます。期間の延長、 又は期間内意見を反映させた資料を再提示の 上での意見募集再実施を求めます。前述対応が 不可能ならば、その具体的理由を明示願いま す。	本パブリック・コメントは、「山口県パブリック・コメント制度実施要綱」に基づき実施しております。 意見募集の時期・期間については、各々の計画等作成過程の中で決定しており、期間延長等の予定はありません。
2	当件についてこの時期(年末年始を含む時期)に意見募集期間を設定した理由を明示願います。	
3	前述、当案件当時期パブリックコメント/意見募集実施理由への御返答が「県行政の進行/スケジュールの関係」の場合、「この時期の意見募集設定・案件集中」は必須と言う事となります。パブリック・コメント(県民意見募集)を適切に実施する為の恒久的対策の実施(意見募集期間に年末年始を含む場合・案件集中する場合は期間延長必須、等)を御願い致します。前述対応が不可能ならば、その具体的理由を明示願います。	本パブリック・コメントは、「山口県パブリック・コメント制度実施要綱」に基づき実施しております。 意見募集の時期・期間については、各々の計画等作成過程の中で決定しています。

- 4 「年末年始含む期間にパブリック・コメント /意見募集案件集中」に関しての前述(期間の 年末年始回避、案件集中回避)の様な意見を、 過去数年、複数回/複数案件、意見募集期間に 年末年始を含んでいた各パブリック・コメント /県民意見募集に送付したと記憶しておりま す。パブリック・コメント/県民意見募集について県行政として「年末年始含む期間の回避」 について何らかの対応(県行政としての検討、 県内各部署への通知指示指導広報等)がなされ たかどうか明示願います。
- 5 同様に、「年末年始含む場合の期間延長」に ついて何らかの対応(各部署への通知指示指導 広報等)がなされたかどうか明示願います。
- 6 同様に、「案件集中の回避」について何らか の対応(各部署への通知指示指導広報等)がな されたかどうか明示願います。
- 7 同様に、「募集時期集中時の期間延長」について何らかの対応(各部署への通知指示指導広報等)がなされたかどうか明示願います。
- 8 前述各対応が無かった場合は、「(過去のパブ リックコメント/意見募集でも指摘があった にもかかわらず)なぜ県として対応をしなかっ たのか」関係部署に御確認の上で対応非実施の 理由を明示願います。
- 9 前述対応があった場合、なぜ今回の当パブリックコメント/県民意見募集で適切な対応(集中回避・集中時期間延長等)が取られていないのか明示願います。
- 10 前述御返答内容に関わらず、期限通常通り1 ヶ月での意見募集19案件集中では意見提示 困難です。改めて期限延長を求めます。
- 11 県行政では、1企業の申請に対して、内規に 定める期間を超過して「資料不足」を理由に「資 料再提出」を指示し、数年単位の長期検討を実 施した例がある、と記憶しております。「県民 =主権者」からの「資料不足又は期間不足によ る意見募集の期間延長/再実施」の要請を断る のであれば、その理由を明示願います。

本パブリック・コメントは、「山口県パブリック・コメント制度実施要綱」に基づき実施しております。

意見募集の時期・期間については、各々の 計画等作成過程の中で決定しています。 12 今回の意見募集の広報・記事扱いが実際どの程度あったのか、後々「広報が十分なされたか」を判断する為にも、「県のホームページ=県行政に関心又は用事の在る県民が参照する媒体」では無く、一般県民が広く目にする新聞にどう広告掲載した/記事掲載されたのか、『具体的(媒体、掲載日、大きさ)』に提示願います。

パブリック・コメントの実施については、 記者配布を行い、県ホームページに掲載する とともに、新聞広告(令和2年12月19日 の中国新聞及び山口新聞)により広報に努め ました。

13 今回の意見募集期間重複19件では、新聞広告「山口県からのお知らせ(山口県広報)」(新聞下4-5段広告)に掲載案件・未掲載案件(別途小広告掲載)に分かれたと認識しております。県民意見募集の広報手段が分かれました理

掲載日が分かれた理由は、パブリック・コメントの開始日が異なるなどのためです。

14 各案件について、前述新聞広告で一方の広告を選択した理由を明示願います。

由を明示願います。

15 今回の案件を含め、県広報誌や「山口県からのお知らせ」に個々のパブリック・コメント/県民意見募集についてや、パブリック・コメント/県民意見募集全般に関する記事が殆どまたは一部しか掲載されていない理由を明示願います。

16 前述各意見に対する御返答と、意見送付県民数・意見数より、今回の当該パブリック・コメント/県民意見募集についての広報が十分になされたかどうか、御判断御明示願います。

17 パブリック・コメント/県民意見募集の期間が1か月なのに対して、県広報紙発行が2-3 か月間隔と言うのは、県の広報手段として不適切な発行期間と感じます。県広報紙発行頻度の見直しを実施願います。

県広報誌は年4回の発行となっており、原稿を入稿する時期との兼ね合いから、主に速報性のある県ホームページや新聞広告等を活用した広報に努めています。

限られた予算の中、いかに効果的に広報を 行うか、今後とも検討してまいります。

3 その他の意見(1件)

No.	意見の内容	意見に対する県の考え方
1	当件の内容は地域性専門性の高いものとな	被保険者代表、保険医又は保険薬剤師代
	っていると考えます。県民からの意見募集の他	表、公益代表及び被用者保険等保険者代表で
	に、住民・関係者・専門家・各自治体からの直	構成する「山口県国民健康保険運営協議会」
	接の意見聞き取り等の実施を御願い致します。	において御意見をお聞きするとともに、県内
		のすべての市町からも意見を聴取していま
		す。